

国立大学法人琉球大学職員倫理規程（千原事業場）

平成16年4月1日

制 定

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学職員就業規則第10条第2項及び国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）の役員（非常勤を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務運営に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で管理人の定めるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる、会計規程に規定する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務に応じこれらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申し込みをしている事業者等及びこれらの契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。

4 前項の規定の適用については、本学の役員は、他の役職員が職務として携わる前項に掲げる事務にも従事しているものとみなす。

5 役職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役職員の利害関係者である者とみなす。

6 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者とみなす。

（倫理行動規準）

第3条 役職員に対する倫理行動規準に関しては、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）（以下「倫理規程」という。）第1条の規定に準ずる。

（禁止行為）

第4条 役職員に対する倫理に係る禁止行為に関しては、倫理規程第3条に準ずる。

（禁止行為の例外）

第5条 役職員に対する禁止行為の例外に関しては、倫理規程第4条に準ずる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第6条 役職員に対する利害関係者以外の者との間における禁止行為に関しては、倫理規程第5条に準ずる。

(講演等に関する規制)

第7条 役職員に対する講演等に関する規制に関しては、倫理規程第6条に準ずる。

(役職員からの申請に対する許可又は承認)

第8条 役職員は、倫理規程第3条第2項第8号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による飲食許可申請書又は様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者(第12条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第9条 役員及び管理職の地位にある職員(国立大学法人琉球大学職員給与規程に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。)は、事業者等から、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けたとき又は当該報酬の支払を受けたときにおいて役員及び管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限り。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

(報酬)

第10条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であって役職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

(報告書の保存及び閲覧)

第11条 第9条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長又はその委任を受けた者において、提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、学長又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これをすることができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、学長又はその委任を受けた者が指定する場所でこれをしなければならない。

(倫理監督者)

第12条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、学長とする。

(倫理監督者への相談)

第13条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条の禁止行為に該当するかどうか判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(学長の責務)

第14条 学長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理及び保存並びに閲覧のための体制の整備その他の役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 役職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 役職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知した役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、役職員の倫理観の涵養及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務)

第15条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からの第13条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 役職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

2 倫理監督者は、役職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(役職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第16条 役職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、学長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。